

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和7年6月分

訟廷事務室統計係

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		292	243	222	757	1	310	249	218	778	3	774	643	762	2182	3917	3926
民 事 総 数		253	217	194	664	1	264	208	176	649	3	668	544	637	1852	3386	3386
特別上告(テ) うち少額異議		4	3	4	11		3	1	3	7		6	7	5	18	52	41
上告(オ) (旧法) (新法) (並行)		71 (64)	63 (51)	55 (49)	189 (164)		49 (45)	43 (36)	34 (29)	126 (110)	1 (1)	223 (205)	166 (147)	200 (183)	590 (536)	956 (828)	942 (817)
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)		86 (64)	74 (51)	67 (49)	227 (164)		64 (47)	56 (36)	47 (28)	167 (111)	1 (1)	296 (205)	221 (147)	278 (185)	796 (538)	1235 (828)	1215 (820)
再審(訴訟)(ヤ)			1	1	2		1	1	1	3		2	1	2	5	10	7
特別抗告(ク) (並行)		54 (3)	48 (2)	43 (3)	145 (8)		46 (2)	32 (1)	32	110 (3)		66 (5)	62 (7)	59 (7)	187 (19)	655 (16)	647 (14)
許可抗告(許)		4	2	3	9		2	1		3		8	10	11	29	19	15
再審(抗告)(ヤ)		18	13	10	41		54	60	49	163		54	56	44	154	156	201
民 事 雑(マ)		16	13	11	40	1	45	14	10	70	1	13	21	38	73	303	318
行 政 総 数		39	26	28	93		46	41	42	129		106	99	125	330	531	540
特別上告(行テ)																	
上告(行ツ) (旧法) (新法) (並行)		15 (12)	7 (2)	10 (7)	32 (21)		7 (6)	9 (6)	10 (10)	26 (22)		38 (34)	32 (13)	47 (41)	117 (88)	185 (133)	178 (144)
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		14 (12)	9 (2)	7 (7)	30 (21)		7 (6)	7 (6)	15 (14)	29 (26)		47 (33)	32 (13)	52 (42)	131 (88)	193 (133)	197 (146)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト) (並行)		5 (1)	4	5	14 (1)		4	5	2	11		7 (1)	4	6	17 (1)	74 (1)	69
許可抗告(行フ)		1			1							1			1	1	1
再審(抗告)(行ナ)		4	5		9		22	15	15	52		12	25	11	48	44	55
行政 雑(行ニ)			1	6	7		6	5		11		1	6	9	16	34	40

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和7.7.29 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段( )数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段( )数値は、係属事件の内、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[ ] 数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

## 2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和7年6月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新					受					既					済					未		済		1月からの累計	
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済				
総数			121	96	115	332			111	98	130	339			(55)	177	(50)	151	(56)	183	(161)	511	1849	1882			
訴訟事件	総数		49	45	38	132			52	32	49	133			(55)	122	(50)	123	(56)	133	(161)	378	775	844			
	第一審判決に対するもの																										
	うち裁判員関与																										
	控訴審判決に対するもの		49	45	38	132			52	32	49	133			(55)	122	(50)	123	(56)	133	(161)	378	775	844			
	うち裁判員関与		2	1		3			7	4	4	15			(13)	13	(10)	16	(10)	14	(33)	43	57	67			
非常上告																											
再審																											
総数			72	51	77	200			59	66	81	206			55		28		50		133	1074	1038				
再審請求			1		1	2			1		1	2			4		3		2		9	15	12				
上告受理申立て																							4	4			
法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																											
判決訂正申立て			1	1	1	3					1	1			1				1		2	5	3				
特別抗告申立て			37	35	32	104			32	41	37	110			36		18		27		81	531	496				
医療観察再抗告			1			1				2	1	3			2						2	18	17				
費用補償請求																											
上訴費用補償請求のあったもの																											
刑事補償請求																											
訴訟費用免除申立て			10	2	8	20			7	5	5	17			5		1		5		11	105	104				
刑事雑			22	13	35	70			19	17	37	73			7		6		15		28	396	402				
没取の裁判の取消し上告事件																											

## 3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	計								
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計				
民事上告	総数		59	53	47	159				
	判決		1		1	2				
	決定		57	53	46	156				
	その他		1			1				
民事受理	総数		71	63	62	196				
	判決		2		5	7				
	決定		68	63	57	188				
	その他		1			1				
刑事上告	総数		52	7	32	4	49	4	133	15
	判決									
	決定		45	6	31	4	47	3	123	13
	その他		7	1	1		2	1	10	2

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

うち裁判員関与数

#### 4. 上告既済事件の審理期間表

令和7年6月分

法廷別	受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
			7 年	6 年	5 年	4 年	3 年	2 年	2月 以 内	3月 以 内	6月 以 内	1年 以 内	2年 以 内	3年 以 内	5年 以 内
民事 上告	総 数	159	142	17				52	31	60	14	2			
	大 法 廷														
	第一小法廷	59	52	7				22	13	17	6	1			
	第二小法廷	53	47	6				13	12	23	5				
	第三小法廷	47	43	4				17	6	20	3	1			
民事 受理	総 数	196	163	29	4			51	32	83	22	8			
	大 法 廷														
	第一小法廷	71	58	12	1			22	13	23	10	3			
	第二小法廷	63	54	9				15	13	27	8				
	第三小法廷	62	51	8	3			14	6	33	4	5			
刑事 上告	総 数	133	128	5				22	88	19	3	1			
	うち裁判員関与	15	13	2				1	8	4	2				
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	52	51	1				15	30	6	1				
	うち裁判員関与	7	7					1	4	2					
	第二小法廷	32	32					2	24	6					
	うち裁判員関与	4	4						3	1					
	第三小法廷	49	45	4				5	34	7	2	1			
うち裁判員関与	4	2	2					1	1	2					